

構造設計一級建築士 定期講習テキスト 正誤表 (令和8年6月現在)

① 科目一 第2章 構造関係法令 p.43、表1-7 表中文言及び記号追加

表1-7 大臣告示に基づく同等計算の基準

告示番号	名称	規定されている構造計算の種類			
		法第20条第1項第三号イの計算ルート1)同等	許容応力度等計算ルート2)同等	保有水平耐力計算ルート3)同等	限界耐力計算同等
平17国交告第631号	エネルギーの釣合いに基づく耐震計算				○
昭58建告第1320号	プレストレストコンクリート造の構造計算	○	○	○	○
平13国交告第1025号	壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の構造計算			○	
平12建告第2009号	免震建築物の構造計算				○
平14国交告第666号	膜構造の構造計算	○	○	○	
平15国交告第463号	鉄筋コンクリート組積造の構造計算		○	○	
平13国交告第1641号	薄板軽量形鋼造の構造計算	○		○	○
平28国交告第611号	CLTパネル工法を用いた建築物の構造計算	○	○	○	
平13国交告第1540号	枠組壁工法を用いた建築物の構造計算		○	○	
令7国交告第250号	木質接着パネル工法を用いた建築物の構造計算		○	○	

以上のほか、法第20条第1項第三号イの計算(ルート1)同等の計算基準として、平14国交告第474号(特定畜舎等建築物の構造計算)及び平14国交告第667号(テント倉庫建築物の構造計算)が、許容応力度等計算(ルート2)同等の計算基準として、平19国交告第1274号(方向別の計算基準、剛性率規定の合理化の計算基準等)が、保有水平耐力計算(ルート3)同等の計算基準として、平27国交告第189号(方向別の計算基準)がある。

② 科目一 第2章 構造関係法令 p.48～49 第2節 2-1(1)及び(2)の内容差し替え

2-1 構造設計一級建築士制度の業務に係る法令の規定の最近の改正内容

(1) 建築士法第3条第1項改正（令和4（2022）年6月公布、令和7（2025）年4月施行）

脱炭素令和7年施行改正の一環として行われた建築基準法第20条第1項第二号の改正により、ルート2以上の高度な構造計算を要するとされていた高さ13m又は軒の高さ9m超の木造建築物のうち、地階を除く階数3以下で、高さ16m以下のものは、許容応力度計算によることが可能となった。この対象となる建築物について、二級建築士が設計・工事監理を行うことが可能とされた（一級建築士の業務請負独占範囲の規定の木造建築物等の「高さ13m超又は軒の高さ9m超」が「地階を除く階数4以上又は高さ16m超」に変更された）。

延べ面積 S(m ²)	高さ≤16m					高さ>16m または 4階建 (地階を除く)以上
	木造			RC造・S造等		
	平屋建	2階建	3階建	2階建 以下	3階建	
S ≤ 30m ²	建築士でなくても設計等できる			建築士でなくても設計等できる		
30m ² < S ≤ 100m ²				② 1級・2級建築士でなければ設計等できない		
100m ² < S ≤ 300m ²	③ 1級・2級・木造建築士でなければ設計等できない					
300m ² < S ≤ 500m ²						
500m ² < S ≤ 1000m ² 特殊						
1000m ² < S 特殊	② 1級・2級建築士でなければ設計等できない			① 1級建築士でなければ設計等できない		

図 改正後の建築士の業務範囲（下線が変更部分）

(2) 建築基準法第6条の3第1項等の改正（令和4（2022）年6月公布、令和7（2025）年4月施行）

脱低炭素令和7年施行改正の一環として建築基準法第6条の3第1項と第18条第4項が改正され、構造計算を要しない小規模な建築物（法第20条第1項第四号該当）で構造設計一級建築士が構造設計に関与したものについて、確認審査を専門的知識を有する建築主事等（構造計算適合判定資格者）がする場合は、構造計算適合性判定が不要とされた。

③ 科目一 第2章 構造関係法令 p.55、5行目

誤：・・・懲戒処分の対象になることは、2-2に記されているとおりである。

正：・・・懲戒処分の対象になることは、2-3に記されているとおりである。

④ 科目二 第4章 建築物の機能維持と免震動的認証制度について p.132、16行目

誤：・・・「ごく稀に発生する地震動」(図1-1中の「グレード2」)に対しては・・・

正：・・・「ごく稀に発生する地震動」(図1-1中の「グレード1」)に対しては・・・